

発議第5号「つくばみらい市政務活動費の交付に関する条例の全部改正について」に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及びつくばみらい市議会会議規則第16条第1項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

令和8年9月18日 提出

つくばみらい市議会議長 鐘ヶ江 礼生奈 様

発議者 つくばみらい市議会議員

中山 浩

発議者 つくばみらい市議会議員

小林 芳子

提案理由

1. つくばみらい市議会における政務活動費を、月額3万円の範囲内で会派代表者が事前に申し出た月額に改め、必要とされる金額を事前に通知することができるようにし不要な支出を予め抑制するため。
2. 会派は現在内部規程で8月に発足したばかりで、成果も十分に検証できていない。政務活動費の交付にあたっては、従前の政務調査費の停止を鑑みれば、議会全体で慎重な議論が必要と考える。さらに今回の条例全部改正が令和8年10月1日施行の場合、当初予算に政務活動費項目はないため新規項目の大幅増額の設定の要求となり、市長の予算編成権を侵害しかねないものとなるため。実施時期については慎重に検討する必要がある。市民への周知期間を十分に確保し、来年度の当初予算に組み込むことが必要と考えるため、条例の施行日を令和9年4月1日に変更する。

別紙

発議第 5 号「つくばみらい市政務活動費の交付に関する条例の全部改正について」に対する修正案

修正の内容

本案中、次の部分を修正する。

1. 第 3 条第 1 項「会派に対する政務活動費は、各月 1 日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額 3 万円を乗じて得た額を交付する。」を「会派に対する政務活動費は、各月 1 日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額 3 万円を上限として会派の代表者が事前に議長に申し出た月額を乗じて得た額を交付する。」に改める。

第 4 条 「(異動が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合は、その日の属する月)以降の各月について、当該会派の所属議員数に月額 3 万円を乗じて得た額をいう。以下「異動後の額」という。)」を「(異動が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合は、その日の属する月)以降の各月について、当該会派の所属議員数に月額 3 万円を上限として会派の代表者が事前に議長に申し出た月額を乗じて得た額をいう。以下「異動後の額」という。)」に改める。

2. 附則中「令和 8 年 10 月 1 日から施行する」を「令和 9 年 4 月 1 日から施行する」に改める。